

積算基準及び標準歩掛（土木編1/2） 平成29年10月 改定箇所新旧対照表（1／5）

掲載頁	現行（旧）				改定（新）				備考																																																																
1-2-②-6	<p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域区分</th> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （1）</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1.3</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り （1）</td> <td style="text-align: center;">全ての工種（※）</td> <td style="text-align: center;">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り （2）</td> <td style="text-align: center;">全ての工種（※）</td> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （2）</td> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （1）以外（※）</td> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3	市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	<p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域区分</th> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （1）</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1.3</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路維持工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り （1）</td> <td style="text-align: center;">全ての工種（※）</td> <td style="text-align: center;">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り （2）</td> <td style="text-align: center;">全ての工種（※）</td> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り（1）以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （2）</td> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正） （1）以外（※）</td> <td style="text-align: center;">市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3	市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	<p>【平成30年度国土交通省 土木工事標準積算準拠】</p>
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																					
施工地域区分	工種区分	対象																																																																							
市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																																																					
	電線共同溝工事																																																																								
	道路維持工事																																																																								
	舗装工事																																																																								
	橋梁保全工事																																																																								
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																																					
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3																																																																					
市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																																					
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																					
施工地域区分	工種区分	対象																																																																							
市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																																																					
	電線共同溝工事																																																																								
	道路維持工事																																																																								
	舗装工事																																																																								
	橋梁保全工事																																																																								
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																																					
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3																																																																					
市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																																					

積算基準及び標準歩掛（土木編1/2） 平成29年10月 改定箇所新旧対照表（2 / 5）

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	備考
1-2-②-19	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>イ 着手時の準備費用</p> <p>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地幅杭等の仮設等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>イ 着手時の準備費用</p> <p>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ハ 完成時の後片付け費用</p> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地幅杭等の仮設等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) <u>準備として行う以下に要する費用</u></p> <p><u>イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</u></p> <p><u>ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用</u></p> <p><u>なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。</u></p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。</p> <p>(2) 積算方法 準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>【平成30年度国土交通省 土木工事標準積算準拠】</p>

積算基準及び標準歩掛（土木編1/2） 平成29年10月 改定箇所新旧対照表（3 / 5）

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	備考
1-2-②-20	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>1) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p>呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7%（円）</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <p>① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、<u>トンネル内舗装等工事</u>）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、「<u>鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について</u>」に伴う各ばく露防止対策は仮設工に計上する） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 ⑪ <u>「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用</u></p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ <u>鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用</u> ⑧ <u>「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Δに要する費用については除く）</u> ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用</p> <p>1) <u>トンネル建設工事における</u>呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p>呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7%（円）</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>【平成30年度国土交通省 土木工事標準積算準拠】</p>

積算基準及び標準歩掛（土木編1/2） 平成29年10月 改定箇所新旧対照表（4 / 5）

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	備考
1-2-②-25	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費 現場労働者に係る次の費用とする。 イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。） ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与 ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>8) 福利厚生費 現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>9) 事務用品費 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>10) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>11) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>12) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>13) 外注経費 工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費</p> <p>14) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>15) 動力・用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>16) 雑費 1)から15)までに属さない諸費用</p>	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費 現場労働者に係る次の費用とする。 イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。） ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用 現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課 固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料 自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当 現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与 ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金 現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費 現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>8) 福利厚生費 現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>9) 事務用品費 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>10) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>11) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>12) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>13) 外注経費 工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費</p> <p>14) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>15) 動力・用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>16) <u>公共事業労務費調査に要する費用</u></p> <p>17) 雑費 1)から16)までに属さない諸費用</p>	<p>【平成30年度国土交通省 土木工事標準積算準拠】</p>

積算基準及び標準歩掛（土木編1/2） 平成29年10月 改定箇所新旧対照表（5 / 5）

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	備考																																																																				
1-2-②-26	<p>表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地（DID 補正） （1）</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.1</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （1）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （2）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID 補正） （2）</td> <td>市街地（DID 補正） （1）以外（※）</td> <td>市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3	市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	<p>表-3 地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地（DID 補正） （1）</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.1</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （1）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り （2）</td> <td>全ての工種（※）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID 補正） （2）</td> <td>市街地（DID 補正） （1）以外（※）</td> <td>市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 車線変更を促す 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 車線変更を促す 規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3	市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	<p>【平成30年度国土交通省土木工事標準積算準拠】</p>
適用条件			補正係数	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1																																																																			
	電線共同溝工事																																																																						
	道路維持工事																																																																						
	舗装工事																																																																						
	橋梁保全工事																																																																						
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																																			
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3																																																																			
市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																			
適用条件			補正係数	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
市街地（DID 補正） （1）	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1																																																																			
	電線共同溝工事																																																																						
	道路維持工事																																																																						
	舗装工事																																																																						
	橋梁保全工事																																																																						
一般交通影響有り （1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 車線変更を促す 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																																			
一般交通影響有り （2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 車線変更を促す 規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	3																																																																			
市街地（DID 補正） （2）	市街地（DID 補正） （1）以外（※）	市街地（DID 補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																																			
1-3-①-2	<p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp = -4.63586 × LOG(Cp) + 51.34242 (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	<p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp = -6.48972 × LOG(Cp) + 59.4977 (%) ただし、Gp：一般管理費等率 (%) Cp：工事原価 (単位円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																					
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																																				
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																																																				
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																																				
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																																				